

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 小売販売業者甲の臨時業者登録
右同
種畜証明書の書換交付
建設業者の登録まつ消
肥料の登録有効期間の更新
国民健康保険条例変更の認可
右同
完全給食の実施承認
保険医の指定
保険医の指定取消
炭疽等予防注射の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出しを次のように改める。

（契約）

第六十二条に第一項として次のように加える。

地方自治法第九十六条第一項第九号並びに同法第二百四十三条第二項の規定により議会の同意を要する契約については、鳥取県契約条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十一号）に定めるところによる。

第九十六条を次のように改める。

（指名競争契約に付することのできる契約）

第九十六条 指名競争に付することのできる契約は地方自治法第二百四十三条並びに鳥取県契約条例第三条

に定めるところによる。
 第百九十九条を次のように改める。
 (随意契約によることのできる契約)
 第百九十九条 随意契約によることのできる契約は地方自治法第二百四十三条並びに鳥取県契約条例第四条に定めるところによる。

第二百条から第二百二条までを次のように改める。

第二百条 削除

第二百一条 削除

第二百二条 鳥取県契約条例第四条第十九号の場合においては予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第十九条第一項第三号の規定に基き、次のとおり廃止しようとするものに代り引続き業務を営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 登録した業者

登録番号 東第一五八号 中第九四号

登録年月日 二九、四、二四 二九、四、二四

氏 名 橋本 雅夫 美甘 隆

営業所々在 鳥取市南行徳七 倉吉市三明寺
二ノ三

事業区域 鳥取市第一 倉吉市

業務開始年 二九、五、一 二九、五、一

二 廃止した業者

登録番号 東第二〇号 中第五三号

氏 名 清水 利夫 吉村 林

鳥取県告示第二百四十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第十九条第一項第五号の規定に基き、次のとおり小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年五月十八日

登録番号 鳥取県知事 西 尾 愛 治
中第九五号 中第九六号

登録年月日 二九、四、二四 二九、四、二四

氏名又は名 浦安米穀小売企業 隠岐 武雄
組合 逢束販売所

営業所々在 東伯郡東伯町逢束 東伯郡赤碕町赤碕
六六一 一、一四四

事業区域 東伯町第一 赤碕町

業務開始年 二九、五、一 二九、五、一

営業所々在 鳥取市南行徳七 倉吉市三明寺
二ノ三

鳥取県告示第二百四十三号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。
 昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明番号 品種 名前 申請者

昭二八鳥地 黒毛 千 鶴 鳥取県日野郡江府町
第十号 和種 筒井 道治

〃 第二五号 〃 辰 広 〃 影山 護昌

〃 第四三号 〃 初三第五 〃 根雨町 松本とし子

鳥取県告示第二百四十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
 昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日

鳥取県知事登録 (は) 第二八八号 昭二八、二 井田 義組 米子市東倉吉町一三六 井田 義嗣 昭二九、四、二五

" 第二四五号 " 二、一三 横山 組 鳥取市行徳二〇七ノ一 横山 貞一 "

鳥取県告示第二百四十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定に基づき次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 肥料の名称 保証成分量(%) 生産業者の住所氏名

一九〇 五、〇魚荒粕粉末 五・〇 五・〇 〇 鳥取市湯所一六〇 倉谷 常一

鳥取県告示第二百四十六号

国民健康保険を行つてゐる次の市及び村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更を認可した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる市村

岩美郡米里村 昭和二十九年四月一日

" 宇倍野村 " "

鳥取市 " " 四月二十二日

鳥取県告示第二百四十七号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更を認可した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる町

東伯郡三朝町 昭和二十九年四月一日

鳥取県告示第二百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく完全給食の実施を次のとおり承認した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名 所在地 対象 承認年月日 承認番号

高島病院 米子市西町 施設 昭和二十九年 食第十八号

全部 五月一日

鳥取県告示第二百四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく保険医を次のように指定した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	氏名	指定年月日
外科	北垣医院 鳥取市庵丁八町 二〇	古屋弘夫	昭和二十九年三月一日
内科	" "	柴田 将	四月九日

鳥取県告示第二百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	肛門科
名称	日高医院
住所	米子市茶町六五
氏名	日高 弘
取消事由	辞任
取消年月日	昭和二十九年三月一日

鳥取県告示第二百五十一号

次のように炭疽及び気腫疽予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により牛、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 炭疽、気腫疽予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛、馬、但し分娩前一箇月、分娩後十日、生後三箇月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法

- 1 炭疽予防注射 炭疽第二予防液 皮内注射（スレドカ法）
- 2 気腫疽予防注射 気腫疽予防液 皮下注射

炭疽予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十一日	西伯郡巖村	同上
二十二日	"	"
二十四日	日吉津村	"
二十五日	"	"
二十六日	大和村	"
二十七日	"	"
五月二十六日	西伯郡大和村	同上
二十七日	"	"

気腫疽予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十六日	西伯郡大和村	同上
二十七日	"	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年五月十八日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一 日時 五月二十一日 午前十時三十分
 - 二 場所 鳥取県教育委員会々議室
 - 三 議題 小教組専従者増員について
- その他

